

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号
実用新案登録第3187177号
(U3187177)

(45) 発行日 平成25年11月14日(2013.11.14)

(24) 登録日 平成25年10月23日(2013.10.23)

(51) Int.Cl.		F 1	
B 6 5 D 81/38	(2006.01)	B 6 5 D 81/38	A
B 6 5 D 81/18	(2006.01)	B 6 5 D 81/18	D
B 6 5 D 85/50	(2006.01)	B 6 5 D 85/50	C

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2013-5067 (U2013-5067)
 (22) 出願日 平成25年9月2日(2013.9.2)

(73) 実用新案権者 513220757
 株式会社ひらた
 静岡県浜松市東区天龍川町961番地の1
 (74) 代理人 100130281
 弁理士 加藤 道幸
 (72) 考案者 平田 義克
 静岡県浜松市東区天龍川町961番地の1
 株式会社ひらた内

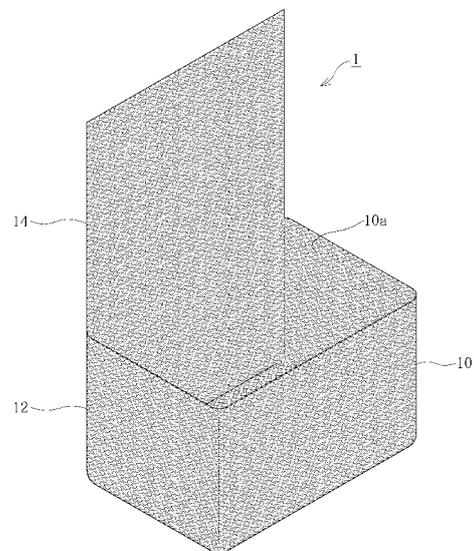
(54) 【考案の名称】 生鮮品配送包装材

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】安価で且つ簡易な構造で生鮮食料品の運送時の温度を保つことが可能で、また、折り畳みやすいことから未使用時の取り扱いが容易で、廃棄処分もしやすい生鮮品配送包装材を提供する。

【解決手段】コンテナに内装可能で蓋部を有する箱状の包装材本体10を備え、包装材本体が、二枚の合成樹脂フィルム間に空気が封入されたエアークャップで形成され、また、包装材本体の蓋部14が、1つの側部12から延設された鏝状であることを特徴とする。

【選択図】図1



【実用新案登録請求の範囲】

【請求項 1】

コンテナに収納して運送する生鮮食料品を覆う生鮮品配送包装材において、該コンテナに内装可能で蓋部を有する箱状の包装材本体を備え、該包装材本体が、二枚の合成樹脂フィルム間に空気が封入されたエアーキャップで形成されていることを特徴とする生鮮品配送包装材。

【請求項 2】

前記包装材本体の蓋部が、1つの側部から延設された鏝状であることを特徴とする請求項 1 記載の生鮮品配送包装材。

【考案の詳細な説明】

10

【技術分野】

【0001】

本考案は、コンテナに収納して運送する生鮮食料品を覆う生鮮品配送包装材に関する。

【背景技術】

【0002】

従来より、野菜や果実等の生鮮食料品を収納して産地から市場に輸送するために、合成樹脂製の箱形のコンテナや段ボール箱が用いられている。コンテナや段ボール箱に入れられた生鮮食料品は、トラックの冷凍庫や冷蔵庫を有する荷台に積まれて運送される。トラックでは、この冷凍庫と冷蔵庫との両方有するものが用いられているが、野菜等のように低温にさらすと逆に傷んでしまう生鮮食料品を運送する場合には、荷台内部の冷凍庫から離れた位置に載置するようにするものの、それでも冷気の流れ込みにより傷んでしまうケースが多々ある。

20

【0003】

そこで、例えば、生鮮食料品の運送時の温度を保つために、特許文献 1 に示されるような保冷箱を用いることも可能である。特許文献 1 の保冷箱は、板状発泡内装材が、ダンボール箱等の箱体の内部六面を覆うようにして内蔵され、保冷効果・保温効果を有するものである。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0004】

30

【特許文献 1】特開 2005 - 88924 号公報

【考案の概要】

【考案が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、従来の保冷箱では、従来のコンテナとは別の保冷箱を用意する必要があり、従来のコンテナが無駄になると共に新たに多額の費用が発生してしまう。また、従来の保冷箱では、板状発泡内装材がかさばりコンパクトに折り畳むことが困難なため、未使用時の取り扱いが煩雑になってしまう。

【0006】

本考案は、このような事情に鑑みてなされたもので、安価で且つ簡易な構造で生鮮食料品の運送時の温度を保つことが可能で、また、折り畳みやすいことから未使用時の取り扱いが容易で、廃棄処分もしやすい生鮮品配送包装材を提供することにある。

40

【課題を解決するための手段】

【0007】

請求項 1 記載の生鮮品配送包装材は、コンテナに内装可能で蓋部を有する箱状の包装材本体を備え、包装材本体が、二枚の合成樹脂フィルム間に空気が封入されたエアーキャップで形成されていることを特徴とする。

【0008】

請求項 2 記載の生鮮品配送包装材は、包装材本体の蓋部が、1つの側部から延設された鏝状であることを特徴とする。

50

【考案の効果】

【0009】

本考案によれば、包装材本体が、二枚の合成樹脂フィルム間に空気が封入されたエアークラップで形成されていることから、安価で且つ簡易な構造で生鮮食料品の運送時の温度を保つことが可能で、また、折り畳みやすいことから未使用時の取り扱いが容易で、廃棄処分もしやすい。

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】本考案に係る生鮮品配送包装材の一例を示す斜視図である。

【図2】同生鮮品配送包装材の使用法を示す斜視図である。

【図3】同生鮮品配送包装材の使用法を示す斜視図である。

【図4】同生鮮品配送包装材の使用法を示す斜視図である。

【考案を実施するための形態】

【0011】

以下、本考案の形態について図面を参照しながら具体的に説明する。図1は、本考案に係る生鮮品配送包装材の一例を示す斜視図である。図2～図4は、同生鮮品配送包装材の使用法を示す斜視図である。図に示す生鮮品配送包装材1は、コンテナ20に収納して運送する生鮮食料品を覆うためのものである。コンテナ20は、野菜や果物等の生鮮食料品を収納して、トランクにより運送するための箱で、例えば合成樹脂製の折り畳み式のものである。尚、コンテナ20は、合成樹脂製に限らず、折り畳み式でなくてもよく、蓋がなくともよく、段ボール箱のような紙製であってもよい。

【0012】

生鮮品配送包装材1は、コンテナ20に内装可能な箱状の包装材本体10からなる。また、包装材本体10は、蓋部14を有し、蓋部14は、1つの側部12から延設された鉤状である。そして、包装材本体10は、二枚の合成樹脂フィルム間に空気が封入されたエアークラップで形成されている。

【0013】

次に、生鮮品配送包装材1の使用法を説明する。まず、コンテナ20のコンテナ本体22の内側22aに、箱状に拡げた生鮮品配送包装材1を入れる。このとき、包装材本体10の側部12が、コンテナ本体22の内側22aに密接するようにする（図2参照）。そして、包装材本体10の内側10aに、運送する野菜や果樹等の生鮮食料品を収納する。

【0014】

生鮮食料品を包装材本体10の内側10aに収納した後、図3に示すように、包装材本体10の蓋部14を閉じる。蓋部14がコンテナ本体22からはみ出るような場合には、図4に示すように、コンテナ本体22の内側22aに折り込むようにする。そして、コンテナ20の蓋部24を閉じることにより、生鮮食料品を運送可能な状態になる。

【0015】

このような構成の生鮮品配送包装材1によれば、包装材本体10が、二枚の合成樹脂フィルム間に空気が封入されたエアークラップで形成されていることから、安価で且つ簡易な構造で生鮮食料品の運送時の温度を保つことが可能で、また、折り畳みやすいことから未使用時の取り扱いが容易で、廃棄処分もしやすい。特に、廃棄処分においては、生鮮品配送包装材1の材質が1つであることから、分解や分別等の作業を必要とせず、処分の取り扱いが容易である。

【0016】

また、包装材本体10が、コンテナ20の形状に沿うように箱状に形成されていることから、コンテナ20の内側22aへの生鮮食料品の出し入れが容易で、且つ、コンテナ20の内側22aの収納空間を狭めることなく有効に利用することができる。

【0017】

さらに、包装材本体10の蓋部14が、1つの側部12から延設された鉤状であること

10

20

30

40

50

から、蓋部 14 の開閉が容易で、また、蓋部 14 を包装材本体 10 の内側 10 a に折り曲げたりすることも可能で、蓋部 14 の自由度が高い。

【産業上の利用可能性】

【0018】

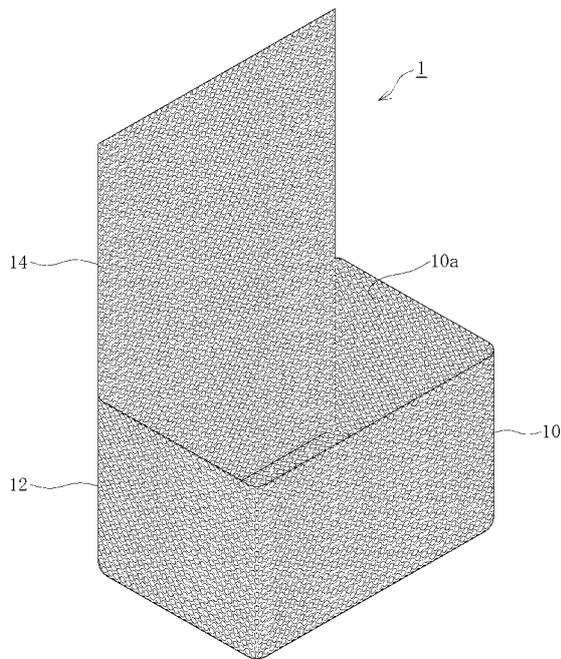
本考案により、安価で且つ簡易な構造で生鮮食料品の運送時の温度を保つことが可能で、また、折り畳みやすいことから未使用時の取り扱いが容易で、廃棄処分もしやすい生鮮品配送包装材を提供することができる。

【符号の説明】

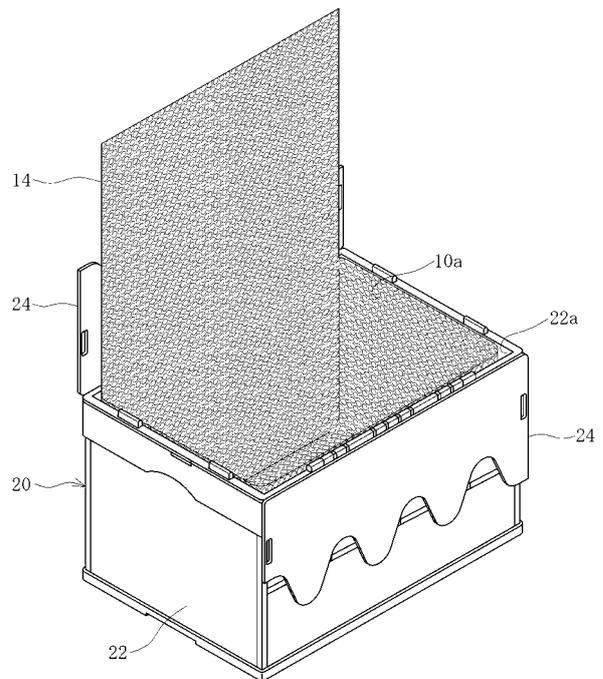
【0019】

- 1 生鮮品配送包装材
- 10 包装材本体
- 10 a 内側
- 12 側部
- 14 蓋部
- 20 コンテナ
- 22 コンテナ本体
- 22 a 内側
- 24 蓋部

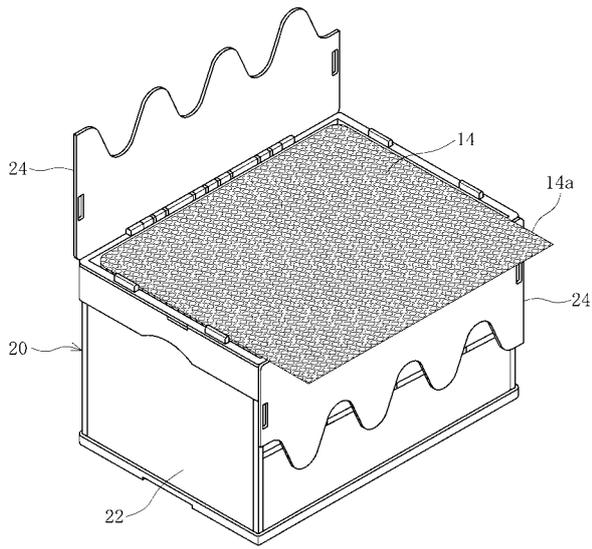
【図 1】



【図 2】



【 図 3 】



【 図 4 】

